

# 令和6年度 大学連携による産業人材育成プロジェクト

## 「ぐんまの次世代産業リーダー育成講座（仮）」業務 委託仕様書

委託者群馬県（以下「甲」という）が受託者（以下「乙」という）に委託して実施する令和6年度大学連携による産業人材育成プロジェクト「ぐんまの次世代産業リーダー育成講座（仮）」業務の仕様を次のとおり定める。

本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、甲と乙が協議の上で決定する。

### 1. 業務名称

令和6年度 大学連携による産業人材育成プロジェクト

「ぐんまの次世代産業リーダー育成講座（仮）」業務

※講座の名称は提案事項とする。講座の趣旨・目的を踏まえつつ、学生が参加したくなるような名称を提案されたい。

### 2. 業務の趣旨・目的

群馬県では、自動車産業を中心とする“ものづくり”が県経済をけん引してきた。

一方、急速に進むデジタル技術により、自動車業界はEV化やロボット化、AIの活用、安全技術の追求など100年に一度の大きな変革期を迎え、従来の枠組みを超えたビジネスモデルが拡がりつつある。業界からは、デジタル等に関する知識と技能をもって技術革新や新サービスなどの新たな価値を生み出し事業化することができる人材が求められている。

そこで、県は産学官連携による中長期的な戦略として、これまで本地域が培ってきた「ものづくり」と「デジタル技術」を融合し、次世代産業のリーダーとなりイノベーションを起こす人材を育成すべく、本事業を実施する。

### 3. 契約期間

令和6年4月1日(月)から令和6年10月31日(木)まで

### 4. 業務内容

乙に委託する業務内容は以下のとおりとし、乙はプロポーザル時の「企画提案書」及びその後の打合せ事項等を踏まえて講座を実施する。

なお、業務実施にあたっては、必要な打合せ・相談を行い、この仕様書に定めがない事項及び内容の詳細については、県と協議して決定するものとする。

- ◆講座の企画・運営（会場及び機材手配、講座資料の作成・印刷、当日運営）
- ◆講師の手配・各種調整
- ◆受講生募集・広報周知（募集案内作成）
- ◆事業実施成果の確認（受講生へのアンケート実施）
- ◆講座開催に伴う経費支出
- ◆その他、講座開催に付随する一切の業務

### **(1) 大学生・大学院生を対象とした講座**

「デジタルやものづくり等の技術スキル」と「経営や起業に必要なビジネススキル」の双方を兼ね備えて、県内企業の中核人材や自ら新たな事業を創出する人材として未来の県産業をけん引する両利き（ハイブリッド）人材を育成するというアプローチから、高校生から大学院生を対象に、関連技術やアントレプレナーシップ、地域企業の魅力を学ぶ内容とする。

講座内容は、以下の点に留意したうえで、体験型ワークショップや企業と学生の交流の場を盛り込むなど、自由に提案されたい。なお、講座実施にあたっては、大学及び県内企業等との連携を必須とする。

#### **ア 座学講義【必須】**

内容については、以下の要素は必須とする。

- ・自動車業界全般の最新動向や、求められる技術・人材に関すること。
- ・デジタル技術に関すること。
- ・経営や起業に必要な知識（アントレプレナーシップ、事業計画立案、マネタイズ、ビジネスモデル、マーケティング、ファイナンス、知財 等）

#### **イ 課題解決型学習（PBL）【必須】**

学生が普段大学等で学んでいる技術や知識を活かして課題解決に取り組む PBL 学習を実施する。県内企業と連携して課題を設定する等、ビジネスにおける実践的な課題解決の場を提供することを期待している。

#### **ウ 講座形式**

オフライン、オンラインを問わない。

#### **エ 日程**

複数回の開催（連続講座）とする。

### **(2) 高校生を対象とした講座**

上記（1）の大学生・大学院生向けプログラムから一部を抜粋・アレンジして、高校生を対象にした講座を実施する。ただし、開催日程は単日でも構わない。

### **(3) その他自由提案**

本事業の実施効果を高める具体的な提案があれば、上記（1）（2）に加えて自由に提案することができる。

## **5. 実績報告書**

事業が完了したときは、速やかに実績報告書を作成し、提出すること。

## **6. 留意事項**

### **(1) 機器・備品**

事業を実施するために必要な機器・備品については、レンタル・リースを原則とし、特別に理由のある場合を除き、購入は認めない。

### **(2) 成果品の帰属**

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。

### **(3) 秘密の保持**

本業務に関し、乙が甲から受領又は閲覧した資料等は、甲の了解なく公表又は使用してはならない。また、乙は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

### **(4) 個人情報の保護**

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令を遵守しなければならない。

**(5) 再委託の制限**

乙は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要について甲に協議し、了解を得なければならない。

**(6) その他**

甲乙両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。また、業務の遂行にあたり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく甲乙協議し、乙は甲の指示に従わなければならない。